

改訂 10/25/2017

重要 — 以下の内容をよくお読みください。

お客様と Esri の間で署名されたライセンス契約に取って代わられる場合を除き、お客様の Esri 製品およびサービスの取得に関する契約当事者間の唯一かつ最終的な契約書として、お客様が本契約に記載のすべての条件を受け入れた場合に限り、Esri はお客様にこれらの Esri 製品およびサービスの利用を許可します。本契約の条件をよくお読みください。本契約の条件に同意するまでは、Esri 製品を利用できません。お客様が、本契約の条件に同意されない場合、下記の "マスター契約書に同意しない" をクリックしてください。お支払い済みの料金について、払い戻しを請求できる場合があります。

このマスター契約書(「本契約」)は、お客様(「顧客」)とアメリカ合衆国カリフォルニア州レッドランズ市ニューヨーク・ストリート 380、郵便番号 92373-8100 をビジネスの拠点とするカリフォルニア企業、Environmental Systems Research Institute, Inc. (「Esri」)の間で締結される。

付録 A には、本契約で使用する用語に関する定義を規定する。本契約の各節には、その節のみで使用する追加定義が含まれることがある。

1.0 一般的な権利の付与と制限

1.1 権利の付与 顧客がすべての該当する料金を支払うことを約因として、本契約に従って、Esri は

- 本契約で規定するサービスを提供し、
- 顧客に対して、仕様書および各注文関連ドキュメントに記載の Esri 製品にアクセスし使用できる、非独占的かつ譲渡不能の権利およびライセンス、またはサブスクリプションを付与し、
- 顧客による使用が許可されている成果物または Esri 製品と併せて顧客が内部利用することを目的として、顧客がドキュメンテーションをコピーし、派生物を作成することを許可する。顧客は、すべての派生物に、Esri、およびそのライセンサーの占有権を表す次の著作権帰属通知を記載する。

「本ドキュメントの部分は、Esri、およびそのライセンサーの知的所有権を含み、使用許諾を得て使用されている。Copyright © [ここに、ソースの実際の著作権登録日を顧客が記載する] Esri およびそのライセンサー。複製・転載を禁ず。」

本節における権利の付与は、(i)サブスクリプションの期間もしくは該当する期間、または注文関連ドキュメントにおいて期間が定められていない場合は恒久的に継続し、(ii) 付録 B を含む本契約の追加権利および制限に従うものとする。

1.2 コンサルタントまたは請負業者によるアクセス — 顧客は、コンサルタントまたは請負業者に対して、(i) 顧客が利用するために Esri 製品の稼働環境を提供すること、(ii) 顧客の利用目的を達成させる場合に限り Esri 製品を使用すること、を許可することができる。顧客は、そのコンサルタントおよび請負業者が本契約を遵守することに単独で責任を負い、顧客の利益となる作業を完了した時点で各コンサルタントまたは請負業者が Esri 製品の使用を終了することについて確実にする。コンサルタントまたは請負業者が顧客の利益以外の目的で Esri 製品にアクセスし、またはこれを使用することを禁止する。

1.3 権利の留保 すべての Esri 製品は、Esri またはそのライセンサーの著作物であり、本契約で明示的に付与されないすべての権利は留保される。

1.4 トライアル版、評価版およびベータ版ライセンス トライアル版または評価版のライセンスもしくはサブスクリプションで入手した製品、またはベータ版プログラムに基づいて入手した製品は、評価およびテストのみを目的としたものであり、商業用途を意図としたものではない。かかる使用は顧客自身のリスクにおいて行われるものであり、製品について保守の対象とはならない。顧客が評価期間終了までにライセンスの購入またはサブスクリプション

リビジョンに切り替えなかった場合、評価期間中に作成した顧客のコンテンツおよびカスタム設定は失われる可能性がある。顧客がライセンスまたはサブスクリプションの購入を希望しない場合、顧客の評価期間終了までに当該の顧客のコンテンツをエクスポートしなければならない。

1.5 教育プログラム —顧客は、教育上使用する期間中は、教育プログラムで提供される Esri 製品を教育上の目的にのみ使用することに同意する。顧客は、管理利用のためのライセンスを取得しない限り、製品を管理上の目的で使用しないものとする。「**管理利用**」とは、資産の地図表示、施設管理、人口統計、経路選定、キャンパスの安全管理、アクセス分析など、指導または教育に直接的に関係しない管理業務に利用することを意味する。顧客はまた、製品を収益創出または営利目的のために使用しないものとする。

1.6 グラントプログラム —顧客は、グラントプログラムで提供される Esri 製品を非営利目的にのみ使用できる。顧客は、Esri 製品の使用および運用の原価回収を除き、Esri 製品を収益創出または営利目的のために使用しないものとする。

その他の Esri 用途限定プログラム —顧客が上記以外の用途限定プログラムの下で Esri 製品を取得した場合、顧客による Esri 製品の使用は、本契約内の相反しない条件に加え、該当するサービス開始ページ、または登録フォームに規定されている条件、もしくは Esri のウェブサイトに掲載されている条件に従うものとする。

2.0 ソフトウェア

2.1 ライセンスの種類 — Esri は、以下のいずれかのライセンスタイプに基づきソフトウェアの使用許諾を付与する。注文されたソフトウェアにどのライセンスが適用されるかは、ドキュメンテーションおよび注文関連ドキュメントに明記される。

- a. **同時使用ライセンス**：顧客は、ネットワーク上の複数のマシンにソフトウェアをインストールして使用することができる。但し、同時に使用するユーザーの数は、ライセンスの取得数を超えてはならない。同時使用ライセンスには、暫定的なフェイルオーバーのサポート用として別の OS 環境で、同時使用ライセンス マネージメント ソフトウェアのフェイルオーバー インスタンスを同数稼働する権利が含まれるものとする。
- b. **デプロイメント ライセンス**：顧客は、付加価値アプリケーションに ArcGIS Runtime コンポーネントを組み込み、顧客のエンドユーザーに対して、付加価値アプリケーションを配布できる。
- c. **デプロイメント サーバー ライセンス**：顧客は、サーバーライセンスの下、本契約で許可され、ドキュメンテーションに記述されている範囲でソフトウェアを使用できる。
- d. **開発サーバー ライセンス**：顧客は、サーバーライセンスの下、ドキュメンテーションに記述されている付加価値アプリケーションの開発およびテストを行うためにのみソフトウェアを使用できる。
- e. **開発用途**：顧客は、ドキュメンテーションに記述されている付加価値アプリケーションの開発およびテストを行うためにソフトウェアをインストールして使用できる。
- f. **二重用途ライセンス**：顧客は、ソフトウェアを 1 台のデスクトップ コンピューターにインストールし、一時点においてはひとりしか使用しない場合に限り、携帯端末(PDA)またはハンドヘルド モバイル コンピューターでも使用できる。
- g. **フェイルオーバー ライセンス**：顧客は、フェイルオーバー運用を行うための冗長システムにソフトウェアをインストールできるが、冗長にインストールされたかかるソフトウェアはプライマリ サイトが非稼働状態の間のみ稼働することができる。システム メンテナンス時およびデータベース更新時を除き、冗長ソフトウェア環境は、プライマリ サイト(または他の冗長サイト)が稼働している間、非稼働状態を維持する。
- h. **再配布ライセンス**：顧客は、以下の条件を満たした場合、ソフトウェアを複製し配布できる。
 1. 顧客は、ソフトウェアを全体として複製し、配布する。
 2. ソフトウェアの各コピーに本契約と同一の範囲でソフトウェアを保護するライセンス契約が添付され、かつ受益者は、本ライセンス契約の条項に同意する。
 3. 顧客は、著作権、ならびに商標の特性および表示をすべて複製する。
 4. 顧客は、ソフトウェアの使用に対する費用を他者に請求しない。

- i. **サーバー ライセンス**：顧客は、1 台のサーバー コンピューターにソフトウェアをインストールし、使用できる。サーバー ライセンスは、注文関連ドキュメントまたはドキュメンテーションの記載に従い、サーバー コア数または複数サーバーへの分散デプロイメント数の制限を受けることがある。ソフトウェアの説明にフェイルオーバー使用が含まれる場合、各サーバー ライセンスにはフェイルオーバー ライセンスが含まれる。
- i. **単独使用ライセンス**：顧客は、認定エンド ユーザー1 名に対し、ソフトウェアを1 台のマシンにインストールし、使用することを許可できる。顧客は、認定エンド ユーザー1 名に対し、ソフトウェアのコピーが一度に1 部のみ使用される場合に限り、当該エンド ユーザーが2 台目のマシンで使用する2 つめのコピーをインストールすることを許可できる。その他のエンド ユーザーは、その他のいかなる目的であっても同一ライセンスで同時にソフトウェアを使用してはならない。
- k. **ステージング サーバー ライセンス**：ドキュメンテーションに説明されているように、顧客は、付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュの構築およびテスト、ユーザー承認、性能、他の第三者作製のソフトウェアの負荷試験の実施、新規商用データ更新のステージング、および研修活動の実施を目的としてソフトウェアを使用することができる。顧客は、付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュを、開発サーバーおよびデプロイメント サーバーのいずれでも使用できる。

2.2 許可される使用 —

- a. 顧客は、以下を行うことができる。
 - 1. ソフトウェアおよびデータを電子記憶装置にインストールし、アクセスし、または格納する。
 - 2. 保管用コピーを作成し、定期的にバックアップを取る。
 - 3. 6 か月を超えない合理的な移行期間中、旧バージョンと新バージョンのソフトウェアを同時にインストールし、使用する。この場合、各々のバージョンのデプロイメント数は顧客のライセンス数を超えることはできない。また、顧客は新旧合計で総ライセンス数を超えてソフトウェアを使用しないものとする。この同時使用権は、開発用途で提供されたソフトウェアには適用されない。
 - 4. ライセンス構成にあるソフトウェアを代替マシンに移動する。
 - 5. デプロイメント ライセンスの使用に必要なソフトウェアおよび関連する認証コードを第三者に配布する。
 - 6. 顧客が商用 ASP 利用のライセンスを取得するか、または原価回収を原則に非営利的にウェブサイトを運営するかインターネットサービスを提供する公的機関および非営利団体である場合に、商用 ASP 利用を目的としてサーバー ソフトウェアを使用する。
- b. 顧客は、任意のマクロもしくはスクリプト言語、API、またはソース コード ライブラリもしくはオブジェクト コード ライブラリを使用して、ドキュメンテーションに記述されているカスタマイズ範囲内でのみ、ソフトウェアをカスタマイズすることができる。
- c. 顧客は、ソフトウェアの許可された使用のために、ソフトウェアで提供されたすべてのフォントを使用できる。顧客は、ソフトウェアで作成された出力を印刷するために、Esri のフォントを単独で使用することもできる。ソフトウェアに含まれる第三者によるフォントに関する利用制限については、フォント ファイル自体に規定されるものとする。
- d. Esri は、製品別のソフトウェア利用規約を <http://www.esri.com/legal/scope-of-use> に掲載する。

3.0 Online Services

3.1 定義 —以下の定義は、[付録 A](#) に記載の定義を補足する。

- a. 「匿名ユーザー」とは、顧客のコンテンツまたは付加価値アプリケーションに対してパブリック アクセス（すなわち、指定ユーザーの資格情報提供が不要）を行うことのできるユーザーをいう。顧客は、使用を許可されている Online Services に含まれる共有ツールを使用して顧客のコンテンツまたは付加価値アプリケーションを公開することで、匿名ユーザーがそれらにアクセスできるようにすることができる。
- b. 「アプリケーションログイン資格情報」とは、システムによって生成されるアプリケーション ログイン情報とそのパスワードを意味し、ArcGIS Online に付加価値アプリケーションを登録する際に発行される。こ

の情報を付加価値アプリケーションに組込むことにより、その付加価値アプリケーションが **Online Services** にアクセスし、利用することができるようになる。

- c. 「**サービスクレジット**」とは、注文関連ドキュメントに指定された金額で **Online Services** サブスクリプションで割り当てられた交換の単位をいう。
- d. 「**共有ツール**」とは、**Online Services** および **ArcGIS** ウェブサイトに含まれる、顧客が顧客のコンテンツおよび付加価値アプリケーションを第三者または匿名ユーザーが利用できるようにするための公開機能をいう。

3.2 Online Services のサブスクリプション — Esri は、**Online Services** のサブスクリプションの利用規約を <http://www.esri.com/legal/scope-of-use> に掲載する。

3.3 付加価値アプリケーションへのアクセス

- a. 指定ユーザーは一意で個別のログイン資格情報を持つ。「指定ユーザー」は、匿名ユーザーが公然とアクセスできない **Online Services** の機能に対して、プライベート アクセスを行うことができる。
- b. 顧客は、ドキュメンテーションに従って、指定ユーザーによる内部使用を目的とした付加価値アプリケーションを構築するため、顧客の **Online Services** のサブスクリプションを使用することができる。
- c. 顧客は、任意の第三者に付加価値アプリケーションを譲渡し、使用させることができる。ただし、その第三者は、専用の **Online Services** サブスクリプションを取得する必要がある。
- d. 顧客は、第三者を指定ユーザーとして顧客の **Online Services** のサブスクリプションに追加することはできない。この制約事項は、指定ユーザーの項で定義した第三者には適用されない。
- e. 顧客は、顧客の付加価値アプリケーションを経由する以外の方法で、顧客の **ArcGIS Online** のサブスクリプションを通して使用できる **ArcGIS Online Services** へのアクセス権を第三者に提供することはできない。この制約事項は、指定ユーザーの項で定義した第三者には適用されない。
- f. 顧客は、以下の条件の下で、顧客自身のサブスクリプションを使って実行している顧客の付加価値アプリケーションへのアクセスを匿名ユーザーに許可することができる。
 1. 顧客は、商用利用を認めたサブスクリプションを取得すれば、かかるアクセスに料金を課すことができる。
 2. 顧客は、匿名ユーザーによる公共利用の実現を目的として付加価値アプリケーションにアプリケーションログイン資格情報を組み込むことができるが、指定ユーザーの資格情報を組み込んで서는ならない。
 3. 顧客は、匿名ユーザーによる顧客の付加価値アプリケーションの利用において消費されるすべてのサービスクレジットについて責任を負う。
 4. 顧客は、顧客の付加価値アプリケーションに関するテクニカル サポートを提供することについて単独で責任を負う。
 5. 顧客は、顧客の内部使用のみを目的とした付加価値アプリケーションへのアクセスを匿名ユーザーに許可してはならない。内部で使用する付加価値アプリケーションでは、各ユーザーが指定ユーザーの資格情報を使用する必要がある。

3.4 顧客の責任

- a. 顧客は、顧客のコンテンツおよび付加価値アプリケーションの開発および運用、ならびにその指定ユーザーによる本契約の遵守について、単独で責任を負うものとする。顧客のサブスクリプションによって **Online Services** へのアクセスが承認されるのは、顧客およびその指定ユーザーまたは匿名ユーザー(該当する場合)のみである。指定ユーザーのログイン資格情報は、特定の指定ユーザーのみが使用でき、他の個人と共有することはできない。顧客は、既存のユーザーが **Online Services** にアクセスする必要がなくなった場合は、指定ユーザーライセンスを新しい指定ユーザーに再割り当てすることができる。
- b. **Online Services** の使用を通して権利帰属表示が自動的に表示されない場合、顧客は、そのアプリケーションが **Esri Online Services** を使用することを表す権利帰属表示を含めなければならない。ガイドラインはドキュメンテーションに規定されている。

3.5 Online Services の変更 — Esri は、重大な変更の場合は 30 日前、廃止の場合は 90 日前の通知を行うことで、Online Services および関連 API を随時変更する場合があります。Online Services の変更、停止、または廃止により顧客の運用に深刻な悪影響が及ぶ場合、Esri はその裁量により、Online Services の修復、修正もしくは代替策の提供をする場合があります。実行可能なソリューションが商業上合理的でない場合、顧客は Online Services へのサブスクリプションを解約することができ、この場合、Esri は比例配分した金額の払い戻しを行うものとする。

3.6 サブスクリプション料金の変更 — Esri は、期間 1 か月を超えるサブスクリプションの料金については、その時点で有効なサブスクリプションの満了日 60 日前までに顧客に通知することにより、変更できる。また、月間サブスクリプション料金については、30 日前に通知することにより変更できる。アメリカ合衆国以外の国では、ディストリビューターが料金変更の通知を送付する。

3.7 顧客のコンテンツ

- a. **所有権**：顧客は、顧客のコンテンツについてすべての権利、権原、利益を保持する。顧客は、顧客による Online Services の使用を有効にする目的のためだけに、顧客のコンテンツをホスト、実行、および複製する非独占的、譲渡不能なワールドワイドな権利を Esri および Esri のベンダーまたはライセンサーに付与する。顧客の許可なしに、Esri が顧客のコンテンツに対するアクセス、使用、開示を行うことはない。但し、顧客による Online Services 使用のサポート、カスタマー サービスを行うための顧客からの要請への対応、顧客のサブスクリプションの障害対応のために、合理的に必要と判断される場合やまたは書面による顧客の承認を得た場合などを除く。顧客が第三者提供のアプリケーションを使用して Online Services にアクセスする場合、Esri はアプリケーション、Online Services、および顧客のコンテンツの相互運用を可能にするために必要であれば、顧客のコンテンツを当該第三者に開示する場合があります。Esri は法律もしくは規制の定めるところにより、または裁判所あるいは政府機関の命令により、顧客のコンテンツを開示することがある。この場合、Esri は開示範囲を限定するための合理的な試みを行う。顧客のコンテンツが Online Services での使用、および Online Services のエクスポートおよびダウンロード機能を使用した定期的なオフラインバックアップに適したものにしておくことは顧客側の責任となる。
- b. **顧客のコンテンツの共有**：顧客は、共有ツールを使用して顧客のコンテンツを共有する場合、第三者が Online Services を通じて顧客のコンテンツを使用、保存、キャッシュ、コピー、複製、(再)配布、(再)送信できるようにしたことを認めるものとする。Esri は、共有ツールまたは Online Services、顧客のコンテンツ、ArcGIS ウェブサイト、ドキュメンテーション、または関連資料の使用または誤用に起因する、顧客のコンテンツの紛失、削除、変更、または開示について一切の責任を負わない。顧客による共有ツールの使用は、顧客の自己責任で行うものとする。
- c. **契約終了における顧客のコンテンツの回収**：本契約、トライアル、評価、またはサブスクリプションが終了した場合、顧客がより短い期間を要請した場合または法律で禁止される場合を除き、Esri は、顧客が 30 日間にわたり、顧客のコンテンツをダウンロードできるようにするものとする。この期間が経過した後は、Online Services を使用して顧客のコンテンツに対するアクセスや使用を行う顧客の権利は消滅し、Esri は顧客のコンテンツを保管または返却する義務を負わない。

3.8 Online Services、サービス クレジット使用時の制限事項 —各 Online Services サブスクリプションには、該当する注文関連ドキュメントに記載されたサービス クレジットが含まれる。サービス クレジットにより、顧客には一定の Online Services を使用する権利が付与される。消費されるサービスクレジットの量は、顧客が使用する Online Services によって異なる。顧客が Online Services を使用すると、自動的に顧客のサブスクリプションからサービス クレジットが減じられる。この場合、利用可能なサービス クレジットの最大数が上限となる。顧客は、必要に応じてサービス クレジットを追加購入できる。Esri は、顧客のサービスクレジットの利用が、顧客のサブスクリプションで顧客に割り当てられたサービス クレジットの約 75%に達すると、顧客のサブスクリプションアカウント管理者に通知する。Esri は、顧客がそのサービス クレジットをすべて使用した場合、サービスクレジットを使用する Online Services への顧客によるアクセスを停止する権利を有する。Esri は、顧客がサービスクレジットを追加購入した場合、Online Services への顧客によるアクセスを速やかに回復させる。

4.0 データ

4.1 定義 — 以下の定義は、[付録 A](#)に記載の定義を補足する。

- a. 「**Business Listing データ**」とは、企業のリストが含まれ、他の関連するビジネス特性が含まれる場合もあるデータセットをいう。
- b. 「**Esri コンテンツ パッケージ**」とは、ArcGIS Online ベースマップサービスから抽出した ArcGIS Online ベースマップコンテンツ（ラスター マップ タイル、イメージ、ベクターデータなど）を含むデジタル ファイルをいう。
- c. 「**Street データ**」とは、道路、通り、およびこれらに関連するフィーチャの情報を含むまたは描写するデータをいう。

4.2 許可される使用 —

- a. 顧客は、書面による許可を得た場合を除き、Esri がデータを一緒に提供した製品でのみ、かかるデータを使用することができる。
- b. 顧客は、本契約に規定された制限に従い、Esri 製品の使用によって生じた地図画像またはデータ サマリーを含む第三者向けのプレゼンテーション パッケージ、マーケティング資料、その他のレポートやドキュメントに、ハードコピーまたは静的な電子形式（PDF、GIF、JPEG など）のデータ画像を含めることができる。ただし、顧客は、そのデータ画像に使用されたデータの該当部分の供給元が Esri またはそのライセンサーであることを表す権利帰属表示をそのデータ画像に添付するものとする。
- c. 顧客は、ArcGIS Online ベースマップを、使用が許諾された ArcGIS Runtime アプリケーションおよび ArcGIS Desktop での使用を前提として、Esri コンテンツ パッケージ経由でオフラインで取得し、任意のデバイスに配信（転送）できる。顧客は、それ以外の方法でかかるデータをキャッシュまたはダウンロードしてはならない。
- d. Esri は、本契約の下で、顧客のコンテンツに関わるいかなる権利も取得しない。

4.3 利用制限 —

- a. 顧客は、データのブランド提携を行うこと、許可されていないサービスまたは製品でデータを使用すること、または第三者を通して、または第三者の代理としてデータを提供することを、直接実施または自身の顧客に許可してはならない。
- b. 顧客は、販売、賃借、公開、提供などの方法で第三者に提供された情報の加工物の編集、拡張、検証、補足、追加、または削除を目的として、データを使用または第三者に使用を許可してはならない。
- c. **Business Listing データ**：顧客は、書面による許可なしに、ダイレクト マーケティングの目的、転売のための公開、またはマーケティングリスト、名簿、案内広告、もしくはその他の情報の加工物として第三者に配布する目的で **Business Listing データ**を使用してはならない。
- d. **Street データ**：顧客は、マッピング（地図表示）、ジオコーディング（位置情報参照）、ルーティング、および輸送網分析の目的で **Street データ**を使用できる。書面による許可なくして、顧客は以下の目的で **Street データ**を使用してはならない。
 - 1. 運転操作についてのユーザーへの警告（方向転換についての警告など）や、曲がり角を見落としした場合の代替経路の算出などを含むナビゲーションのためのリアルタイム ガイダンス
 - 2. 複数車両の同期ルーティング（同期経路選択）
 - 3. 同期ルート最適化（同期経路の最適化）
- e. **Business Analyst データ**：顧客は、**Business Analyst Server** に接続して使用するモバイル端末に、**ArcGIS Business Analyst Mobile App** とともに提供されるデータをキャッシュすることができる。顧客は、それ以外の方法でかかるデータをキャッシュまたはダウンロードしてはならない。

- f. **部分データセット ライセンス**：顧客がデータセットのサブセット（グローバルデータベースのうち、特定の国、地域、州、地方の部分など）を注文した場合、顧客はライセンスされたサブセットのみを使用でき、データセットの他の部分は使用できない。
- g. **Esri MapStudio データ** 顧客は、報道目的でのみ、ハードコピーまたは静的な電子形式で地図を作成、公表、および配布できる。
- h. **Michael Bauer Research International Boundaries Data (「MBR データ」)**：顧客の施設内にダウンロードされたデータ（例：ArcGIS Enterprise や ArcGIS Desktop に保存された MBR データ）に対する顧客の使用権は、ダウンロードから 2 年で終了する。

4.4 データに関する補足条件 — 一部のデータ ライセンサーは、Esri に対し、追加の属性要件および利用条件を顧客に遵守させることを要求している。それらの条件は本契約の条件を補完および修正するものであり、www.esri.com/legal/third-party-data に掲載されている。

5.0 保守

アメリカ合衆国の顧客：アメリカ合衆国の顧客の場合、Esri は Esri 保守およびサポートプログラムならびに本契約書に従って、ソフトウェアおよび **Online Services** に関する保守を提供する。

アメリカ合衆国以外の顧客：顧客は、ディストリビューターが独自に定める標準的なサポート ポリシーの下で、現地 Esri ディストリビューターによる保守サービスを受けることができる。

付録 A 用語集

以下の用語集は、Esri が顧客に提供するすべての Esri 製品およびサービスに適用される。一部の Esri 製品またはサービスは、本契約の対象外の場合がある。本契約の下で提供される Esri 製品またはサービスに該当しない条項については、無視すること。

「API」とは、アプリケーションプログラミングインターフェイスをいう。

「ArcGIS ウェブサイト」とは、www.arcgis.com および関連または後継するあらゆるウェブサイトをいう。

「Cloud Services」とは、Online Services および EMCS をいう。

「Esri Managed Cloud Services」または「EMCS」とは、Esri がインターネットを介して、ホストし、管理し、顧客または顧客のエンドユーザーに対して提供する、各顧客用のクラウドインフラストラクチャ、ソフトウェア、データおよびネットワークプラットフォームを意味する。

「Esri 製品」とは、製品、またはドキュメンテーションをいう。Esri が顧客に直接トレーニングまたはプロフェッショナル サービスを提供する場合、Esri 製品には、固定料金で提供される成果物、およびトレーニング資料も含む。Esri 製品にはサービスおよび第三者のコンテンツは含まれない。

「GIS」とは、地理情報システム (geographic information system) をいう。

「Online Services」とは、地図、データ、およびその他の情報の保存、管理、公開、使用を行うためのアプリケーションおよび関連 API など、Esri が提供する、商用に利用可能なあらゆるインターネットベースの地理空間システムをいう。Online Services には、データおよびコンテンツを含まない。

「コンテンツ」とは、データ、イメージ、写真、アニメーション、ビデオ、オーディオ、テキスト、地図、データベース、データ モデル、スプレッドシート、ユーザー インターフェイス、グラフィック コンポーネント、アイコン、ソフトウェア、およびその他のリソースをいう。

「サービス」とは保守を意味する。Esri が EMCS、トレーニングまたはプロフェッショナル サービスを顧客に直接提供する場合、サービスには、EMCS、トレーニングおよびプロフェッショナル サービスも含む。

「サンプル」とは、製品のサンプル コード、サンプル アプリケーション、アドオンまたは拡張機能のサンプルをいう。

「ソフトウェア」とは、Esri が所有権を有する商用に市販されたソフトウェアをいう。ソフトウェアは、Esri の認定ウェブサイトからアクセスまたはダウンロードされるか、メディアとして納品される。バックアップ、アップデート、サービスパック、パッチ、ホットフィックス、許可されたマージ版コピーのいずれの形態もソフトウェアに含まれる。なお、データはソフトウェアには含まれない。

「タスクオーダー」とは、サービスに関する注文関連ドキュメントを意味する。

「データ」とは、商用に利用可能なデジタルデータ セットをいう。この中には、他の Esri 製品にバンドルされた、または単独で引き渡された、地理ベクターデータ、ラスター データレポート、対応付けられた表形式の属性が含まれるが、それに限定されない。

「トレーニング」とは、Esri が本契約に基づいて提供する標準の製品トレーニングをいう。

「**トレーニング資料**」とは、トレーニングを完了するために必要なデジタルまたは印刷されたコンテンツをいう。ワークブック、データ、コンセプト、演習問題、試験を含むが、これに限定されない。

「**ドキュメンテーション**」とは、Esri が成果物または Esri 製品とともに提供するすべてのユーザー参照文書をいう。

「**プロフェッショナル サービス**」とは、Esri が顧客に提供する開発またはコンサルティング サービスをいう。

「**ベータ版**」とは、アルファ版、ベータ版またはその他のプレリリース版の製品をいう。

「**悪意のあるコード**」とは、マシンのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を中断、停止、制限させるためのソフトウェア ウイルス、ワーム、タイム ボム、トロイの木馬、その他のマシン コード、ファイル、サービス妨害、またはプログラムをいう。

「**永続的ライセンス**」とは、Esri または顧客が本契約の規定に基づいて契約を解除しない限りは、該当するライセンス料が支払われた Esri 製品について、そのバージョンを無期限に使用できるライセンスをいう。

「**関連会社**」とは、直接または間接的に、(i) ある当事者を支配する、(ii) ある当事者に支配される、または (iii) ある当事者と共通の支配下にある事業体をいい、この場合、「支配」とは、支配される事業体の議決権株式またはその他の議決権持分を過半数持つことをいう。

「**期間限定ライセンス**」とは、限定期間（「**期間**」）の間だけ、Esri 製品が使用できるライセンスをいう。

「**個人使用**」とは、個人の顧客による私的な非商用目的の利用をいう。個人使用には、営利団体、教育機関、公的機関または非営利団体などの第三者の利益となる使用は認められない。

「**顧客のコンテンツ**」とは、付加価値アプリケーションを含めて、顧客による Esri 製品またはサービスの利用に関連して、顧客が提供し、使用し、または開発するコンテンツを意味する。改良に関して顧客が Esri に提供したフィードバック、提案、または要求は、顧客のコンテンツには含まれない。

「**仕様書**」とは、(i) ソフトウェアおよび **Online Services** に関するドキュメンテーション、(ii) タスクオーダーに記載されている作業範囲または (iii) Esri が発行するトレーニングコース内容説明書を意味する。

「**指定ユーザー**」とは、顧客により安全かつ一意のログイン資格情報 (ID) が割り当てられた、顧客の従業員、代理人、コンサルタント、請負業者をいう。安全かつ一意のログイン資格情報とは、顧客の独占的便益のために、製品の範囲内で ID で管理された機能にアクセスするために、かかる ID が必要となる製品へのアクセスを可能にするものをいう。教育目的に使用する場合、指定ユーザーには登録された学生を含めることができる。

「**指定ユーザーのライセンスまたはサブスクリプション**」とは、単独の指定ユーザーが使用するためのライセンスまたはサブスクリプションをいう。

「**指定ユーザーの資格情報**」とは、個人のログインおよび関連パスワードで、かかる人物による製品へのアクセスおよび使用を可能にするためのものをいう。

「**支配**」とは、支配される事業体の議決権株式またはその他の議決権持分を過半数持つことをいう。

「**商用 ASP 利用**」とは、商用アプリケーション サービス プロバイダとしての使用、すなわち付加価値アプリケーションを通してソフトウェアまたは **Online Services** へのアクセスを提供することで収益を得ること(たとえば、サブスクリプション料金、サービス料、またはその他の形式でのトランザクション料金を請求したり、副次的な広告収入以上の収益を発生させたりする場合など)をいう。

「**成果物**」とは、プロフェッショナル サービス実施の成果として、**Esri** が顧客に引き渡すものを意味するが、製品、トレーニング、または **EEAP** に基づき実施されるサービスを除く。

「**製品**」とは、ソフトウェア、データ、および **Online Services** を意味する。

「**第三者のコンテンツ**」とは、顧客が第三者のウェブサイトから取得したコンテンツ、または **Esri** の従業員、サプライヤー、もしくは請負業者以外の者が **Esri** のウェブサイトに直接提供するコンテンツを意味する。

「**注文関連ドキュメント**」とは、顧客が注文する製品、アップデートまたはサービスを示す見積、保守更新の見積、注文、提案、タスクオーダー、またはその他のドキュメントをいう。

「**認証コード**」とは、キー、認証番号、有効化コード、ログイン資格情報、アクティベーション コード、トークン、ユーザー名およびパスワード、または **Esri** 製品の使用に必要なその他の仕組みをいう。

「**付加価値アプリケーション**」とは、使用が許可されたソフトウェア、データ、**Online Services** と併用することを目的に顧客により開発されたアプリケーションをいう。

「**保守**」とは、製品のアップデート版、およびテクニカル サポートの利用や自分のペースで学習できるウェブベースの学習用リソースの利用といったその他の利点を得る資格を顧客に与える **Esri** 提供のサブスクリプションプログラムをいう。

付録 B 一般条件

以下の一般条件は、Esri が顧客に提供するすべての Esri 製品およびサービスに適用される。ただし、一部の Esri 製品またはサービスは、本契約の下で利用できない場合がある。本契約の下で提供される Esri 製品またはサービスに該当しない条項については、無視すること。

第 1 条—一般禁止事項

本契約で明示的に許可される場合を除き、顧客は以下の行為を行ってはならない。

- a. Esri 製品を販売、賃貸、リース、サブライセンス、配布、貸与、共用、または譲渡すること。
- b. ソフトウェアを商用 ASP 利用のため、もしくはアウトソースサービス提供の目的で使用する。
- c. Esri 製品への直接アクセスの全部または一部を第三者に配布または提供すること。拡張機能、コンポーネント、または DLL を含むがこれに限定されない。
- d. 認証コードを第三者に配布すること。
- e. コンパイルされた形式で引き渡された製品または成果物をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること。
- f. Esri 製品へのアクセスまたは使用を制限する技術的措置を破る試みを行うこと。
- g. Esri または第三者の権利(知的所有権、プライバシー権利、不当差別禁止法、その他の準拠法または規制下での権利など)を侵害する方法でコンテンツの保存、キャッシュ、使用、アップロード、配布、サブライセンス、または Esri 製品の使用を行うこと。
- h. Esri 製品、出力、メタデータ ファイル、またはデータまたはドキュメンテーションのオンラインページやハードコピー ページに含まれているかまたは貼り付けられている Esri またはそのライセンサーの特許、著作権、商標または所有権の表示を取り除く、または隠すこと。
- i. Esri 製品の個々の部分または構成部分を切り離す、または単独で使用する。
- j. Esri 製品と競合する商品またはサービスに、第三者による使用を目的として Esri 製品の一部を組み込むこと。
- k. Esri およびそのライセンサーによる書面による事前許可なく、ベータ版製品でのベンチマーク テストの実行結果を公開する、またはその他の方法にて伝達すること。
- l. 製品の一部分であっても、以下の事項が要求される、オープン ソースまたはオープン データベースのライセンス条件に従う前提で、Esri 製品を使用、組み込み、変更、配布、アクセス付与、または結合すること。
 1. Esri 製品の一部分であっても、ソースコードを第三者へ開示すること
 2. Esri 製品の一部分であっても、派生物の作成を目的として第三者にライセンスを付与すること
 3. Esri 製品の一部分であっても、無償で第三者への再配布を可能とすること

準拠法または規制に抵触する場合、この上記の禁止事項は適用されない。

第 2 条—契約期間、および契約解除

顧客は、Esri に書面で通知を行うことにより、いつでも本契約または任意の Esri 製品のライセンスまたはサブスクリプションを解除できる。正当な理由のない契約解除の場合、顧客には支払い済み料金の払い戻しを受ける権利はない。自己都合により、一時停止しているサービスを終了する権利については、本契約書本文の該当項に記載されている。契約違反をした当事者に対する書面による通知から 30 日以内に当該違反が是正されない場合、いずれの当事者も本契約またはあらゆるライセンスまたはサブスクリプションを解除できる。違反により本契約を解除する場合、Esri はサービスの提供を直ちに終了する。本契約解除後も存続する Esri 製品のライセンスは、本契約の条件に基づいて継続する。

顧客による違反を受けて Esri が本契約を解除する場合、Esri は、自己の選択として、Esri 製品における顧客のライセンスまたはサブスクリプションを解除することができる。正当理由または自己都合により顧客が本契約を解除する場合、顧客は、顧客のライセンスまたは Esri 製品における顧客のライセンスまたはサブスクリプションを終了することを選択することができる。

ライセンスまたはサブスクリプションの解除に伴い、顧客は、

- a. 解除済みの Esri 製品へのアクセスおよび当該製品の使用を停止する。
- b. 解除済みの Cloud Services により取得したクライアント側のデータ キャッシュを消去する。
- c. 顧客が所有または管理する関連 Esri 製品のすべてのコピー（変更部分もしくはマージされた部分を含む）はいかなる種類のものであっても使用停止し、アンインストール、削除、および破棄し、かかる行為の証明書に署名し、Esri またはその認定ディストリビューターに送付する。

Esri は、顧客によるまたは顧客に対する破産または倒産処理手続が開始された場合、顧客に書面による通知を行うことにより、管財人が既存の債務不履行をすべて是正し、本契約に基づく将来のパフォーマンスの十分な保証を提供するまで、直ちにサービスの実施を停止することができる。本契約は、いずれかの当事者の倒産、清算、または解散時に解除される。

第 3 条-限定保証および免責

3.1 限定保証 — 下記で免責される場合を除き、Esri は (i) Esri 製品が該当する仕様書におおむね合致しており、(ii) サービスが業界の専門的および技術的基準におおむね適合していることを、顧客に対して保証する。永続的ライセンスに基づき提供される Esri 製品およびサービスの保証期間は、引き渡し日から 90 日間、または本契約に検収期間が規定されている場合は、検収日から 90 日間とする。サブスクリプションに基づきまたは期間ライセンスベースで提供される Esri 製品およびサービスの保証期間は、当該サブスクリプションもしくは期間の継続期間、または引き渡しもしくは検収日から 90 日間のうち、短い方の期間とする。

3.2 特別免責 — 以下の Esri 製品またはサービスは、「その時点の状態」で提供され、いかなる種類の保証もなされない。(i) 無償で提供される第三者のコンテンツ、データ、サンプル、ホット フィックス、パッチ、アップデート (ii) 無償で提供される Online Services (iii) トライアル版、評価版、およびベータ版製品

3.3 一般免責 — 本契約に規定される明示的な限定的保証を除き、Esri は、商品性、特定目的に対する適合性、および知的所有権についての非侵害に関わる保証や条件を含め、明示または暗黙を問わず、その他一切の保証を行わない。Esri は、顧客が Esri 製品に対して実施した、ドキュメンテーションに明記されていない変更に起因する不適合箇所について責任を負わない。Esri は、Esri 製品、または顧客によるこれらの操作が、中断されない、エラーがない、耐障害性(fault tolerant)またはフェイルセーフ(fail-safe)であること、もしくは不適合箇所がすべて訂正可能または訂正されることを保証しない。Esri 製品は、生死、人体損傷または物理的資産や環境の破壊につながる環境またはアプリケーションにて使用されることを目的としてデザイン、製造、もしくはそのような使用を意図していない。顧客は、危険もしくは違法と思われるナビゲーションの経路提示には従うべきではない。かかる使用は、顧客自身のリスクと費用にて行われる。

3.4 免責 —

- a. **インターネット関連の免責**：いずれの当事者も、インターネットの性能不良または中断、または Cloud Services の運用を限定するかまたは禁止する可能性があるインターネットの規制に関し、法律の理論に基づく損害賠償の責任を負わない。
- b. **第三者のウェブサイト、第三者のコンテンツ** Esri は、Esri 製品および Esri ウェブサイト (www.esri.com および www.arcgis.com を含む) に表示または参照される第三者のウェブサイトまたは第三者のコンテンツに関する責任を負わない。第三者のウェブサイトおよびリソースへのリンクの提供は、いかなる種類の承認、提携、資金提供を意味するものではない。

3.5 排他的救済 — 本条に定める限定保証の違反に対する顧客の排他的救済および Esri の全責任は、欠陥のある媒体を交換し、かつ (i) 該当する Esri 製品およびサービスを修理、修正もしくは回避策を提供し、または (ii) Esri の限定保証を満たさない Esri 製品またはサービスに対して、顧客が支払った料金の払い戻しのいずれかとする。但し、払い戻しの場合、顧客は、該当する Esri 製品のすべてのコピーをアンインストール、削除、および破棄し、該当する Cloud Services へのアクセスおよび使用を停止し、かかる行為の証明書に署名し、Esri またはその認定ディストリビューターに送付することを条件とする。

第 4 条—責任の制限

4.1 責任の免責 — 顧客、Esri、その認定ディストリビューター、およびライセンサーのいずれも、以下の損害に対して一切債務を負わない。(i) 間接的、特別的、偶発的、または派生的な損害、逸失利益、逸失販売、もしくは信用の喪失 (ii) 代替品または代替サービスの調達費用 (iii) 訴因を生じさせた Esri 製品に対して Esri に支払われた、もしくは Esri に請求権のあるライセンス料金またはサブスクリプション料金を超える損害

4.2 前項で定める責任の制限および除外は、Esri または Esri のライセンサーの知的財産権に対する顧客による侵害、誤用、もしくは不正使用、いずれかの当事者の補償義務、重過失、意図的な違法行為、または本契約の輸出規制条項、準拠法もしくは規制の違反には適用されない。

4.3 免責、及び制限の適用 — Esri またはその認定ディストリビューターは、本契約の免責、および制限に依存して料金設定をして本契約を締結する。設定された料金は、当事者間での交渉の重要な基本である両者のリスク負担比率を反映したものとなっている。これらの制限は、当事者が損害の可能性について知っているか否かを問わず、さらに排他的かつ制限付き救済手段の本来の目的が達成されるか否かにかかわらず適用される。

4.4 上記の免責条項、制限、除外は、一部の法域では無効である場合があり、顧客の位置する法域での準拠法または規制により認められる範囲内においてのみ適用されることがある。顧客には、法の下でその他の権利が付与されることがある。Esri が、顧客に対する保証または救済方法を、法律で認められている範囲を超えて制限しようとするのではない。

第 5 条—補償

5.1 定義 —以下の定義は、付録 A に記載の定義を補足する。

- a. 「請求」とは、第三者による請求、訴訟、または要求をいう。
- b. 「被補償者」とは、顧客ならびにその取締役、役員、および従業員をいう。
- c. 「侵害請求」とは、顧客による Esri 製品またはサービスの使用またはアクセスが特許、著作権、商標、または企業秘密を侵害していることを申し立てる請求をいう。
- d. 「損害」とは、現金支出損害、損害裁定、清算金、費用、または経費をいう。経費には裁定された弁護士費用も含まれる。

5.2 侵害の補償 —

- a. Esri は、以下の段落に定めるように、すべての被補償者を侵害請求から擁護し、免責にし、侵害請求によって生じる一切の損害を補償する。
- b. Esri は、侵害請求が有効であると判断した場合、自己の費用にて (i) 顧客が Esri 製品もしくはサービスの使用を継続する権利を取得するか、または (ii) 実質的に変わらない機能を維持しながら Esri 製品もしくはサービスを修正するかのどちらかを行うことができる。どちらの選択肢も商業上合理的でない場合、Esri は顧客による Esri 製品またはサービスの利用権利を解除することができる。この場合、Esri は顧客に対し、以下の金額を返金する。(a) 永続的ライセンスの場合、違反している Esri 製品またはサービスに顧客が支払ったライセンス料を、最初の引渡日から 5 年間の定額減価償却ベースで比例配分した残額 (b) 期間限定ライセンス、サブスクリプション、および保守の場合、支払い済み料金のうち未経過期間に相当する金額

- c. 侵害請求が以下のケースに該当する場合、Esriには、これを防護して顧客を免責補償する義務は一切ない。
- (i) Esri 製品またはサービスを、Esri から供給されたものでない、もしくは仕様書内で Esri によって指定されていない製品、プロセス、システムもしくは要素との組み合わせ、もしくは統合したことから生じる侵害請求、
 - (ii) Esri またはその請負業者以外の第三者による Esri 製品もしくはサービスの変更から生じる侵害請求、
 - (iii) 顧客の仕様を遵守したことから生じる侵害請求、または
 - (iv) Esri が権利の侵害を回避するために修正版を提供した後、もしくは Esri が顧客による Esri 製品もしくはサービスの使用権を解除した後の Esri 製品またはサービスの使用から生じる侵害請求

5.3 一般補償—Esri は、被補償当事者に対する人体損傷、生死、または有形もしくは物的財産損壊の補償請求について、Esri またはその取締役、役員、従業員、もしくは顧客のサイトでサービスを実施する代理人による過失行為、もしくは欠落または意図的な違法行為に起因する部分のみ、すべての被補償者を擁護し、免責にし、それによって生じる一切の損害を補償する。

5.4 補償条件—補償の条件として、被補償者は、(i)請求を直ちに Esri に書面で通知し、(ii)かかる請求を説明するために入手可能なドキュメントをすべて提供し、(iii)侵害請求に対する防御または和解に関連する行為および交渉を行う権利をすべて Esri に付与し、(iv)侵害請求に対する防御において Esri の要請および費用で合理的に協力する。

5.5 このセクションは、Esri が顧客を損害補償しなければならない請求について、Esri、その認定ディストリビューター、およびそのライセンサーの全責任について規定する。

第 6 条—保険

Esri は、サービスを提供するにあたり、最低でも以下の補償範囲の保険に加入する。

- a. 死亡を含む傷害および以下を含む財物損壊責任に対する一事故当たりの填補限度額 100 万ドル以上の総合普通損害賠償責任保険または企業総合賠償責任保険
 - 1. 施設および業務
 - 2. 包括的契約引き受け賠償責任
 - 3. 広義の財物損壊
 - 4. 独立の事業者
 - 5. 人身傷害(従業員除外規定削除)
 - 6. 完了業務
- b. 労働者災害補償保険(求償権放棄特約付き、法定限度を遵守する金額)

第 7 条—情報セキュリティおよびコンプライアンス

7.1 情報セキュリティ Esri は、そのセキュリティ機能を <http://doc.arcgis.com/ja/trust/security/security-overview.htm><http://doc.arcgis.com/en/trust/security/security-overview.htm> で公開する。顧客は、Esri によるサービス実施においてアクセスが不可欠であり、かつ Esri がかかるアクセスに明示的に同意する場合、顧客のシステムまたは顧客もしくは第三者の個人情報、管理規制情報、機密情報へのアクセスを Esri の職員に許可することができる。Esri は、かかるデータを保護し不正アクセスから守るために、管理上、技術的、および物理的に合理的な予防対策を使用する。顧客は、(i) Esri が公表しているセキュリティおよびプライバシー管理が、顧客のコンテンツ保護に適用されるすべての法的要件を満たしていることを確認し、(ii) そうすることが合法の場合にのみ、顧客のコンテンツを Cloud Services 経由でアップロードまたは共有する責任を負う。Esri は、準拠法または規制に準拠しているか確認するために顧客のコンテンツをレビューする責任を負わない。顧客は、Esri が公表しているセキュリティ機能以上のセキュリティ対策が必要な顧客のコンテンツを提供する場合には、その前に Esri からの追加の指示を受けるため、securesupport@esri.com に連絡しなければならない。

7.2 悪意のあるコード—Esri は、Esri 製品が顧客に悪意のあるコードを送り込まないように、商取引上、合理的な努力を払う。Esri は、顧客が Esri 製品に導入したか、第三者のコンテンツを介して導入された悪意のあるコードについて責任を負わない。

7.3 輸出管理—各当事者は、米国商務省の輸出管理規則(EAR)、米国内務省の国際武器取引規則(ITAR)などの適用されるすべての輸出管理法または規制、およびその他の適用される輸出管理法を遵守するものとする。顧客は、その時点で効力を持つ米国政府の輸出管理法または規制に従う場合を除き、米国が通商を禁止している国あるいは取引禁止対象リストの事業者または個人に対して、サービスまたは Esri 製品の全部または一部について輸出、再輸出、譲渡、配信、もしくはその他の方法による開示を行わないものとし、サービスまたは Esri 製品へのアクセス、譲渡、もしくは使用を許可してはならない。顧客は、米国政府からの正式な許可なくして、特定のミサイル、核、化学、または生物学的活動または最終用途を目的としてサービスまたは Esri 製品を輸出、再輸出、譲渡または使用してはならない。顧客は、米国政府機関が顧客の輸出特権の否定、一時停止、または取り消しを行った場合、直ちに Esri に対し書面にて通知しなければならない。顧客は、(i)輸出規制分類番号(ECCN) EAR99 以外の、または(ii) ITAR の下で米国からの輸出が規制されている顧客のコンテンツを Cloud Services にアップロード、格納、または処理してはならない。顧客は、Esri によるサービスの実施または Esri 製品の提供が、ITAR 第 120.6 節、120.9 節、120.10 節にそれぞれ定義される防衛物品、防衛役務、または技術資料に関係する場合、その旨を事前に Esri に通知する。Esri は、米国政府より必要な輸出許可を取得するまで、かかるサービスまたは Esri 製品を提供しない。顧客は、必要に応じて、Esri による輸出ライセンスの申請および入手を合理的に支援する。

第 8 条—Cloud Services

8.1 禁止される使用—顧客は、顧客のコンテンツを提供、あるいは Cloud Services にアクセス、もしくはこれを利用して以下の行為を行ってはならない。

- a. (i) スパムメール、なりすましメール、フィッシングメールの発信 (ii) ジャンクメールの発信、攻撃的もしくは中傷的な内容の資料の発信 (iii) ストーカー行為または身体的危害の恐れを抱かせるような行為
- b. 悪意のあるコードの保存または送信
- c. 法律または規制の違反
- d. 第三者の権利の侵害または不正使用
- e. Cloud Services の脆弱性の探検、探査、もしくはテスト、または Cloud Services で使用されているセキュリティまたは認証手段の侵害
- f. 競争上の目的での Cloud Services の可用性、性能、または機能のベンチマークテスト

8.2 サービスの中断—システム障害や Esri の合理的な管理が及ばないその他の状況により、顧客による Cloud Services へのアクセスが中断されることがある。Esri は、かかる中断についての事前通告を行えない場合がある。

8.3 顧客のコンテンツの削除—顧客のコンテンツに、Cloud Services へのアップロードまたは Cloud Services での使用により本契約への重大な違反が生じると信じるに足る根拠がある場合、Esri は顧客のコンテンツを除去または削除できる。このような状況で、妥当な場合、顧客のコンテンツを削除する前に、Esri は顧客に通知を行う。Esri の著作権ポリシー www.esri.com/legal/dmca_policy に従い、Esri は、デジタル ミレニアム著作権法に基づいた削除要請に応じるものとする。

8.4 サービスの停止—Esri は、(i) 顧客が本契約に実質的に違反し、かかる違反をタイムリーに是正しない場合、(ii) 顧客による Cloud Services の使用によって Esri が直接的な法的責任を負うか、Cloud Services の完全性、機能性、または有用性に悪影響を及ぼすと Esri が合理的に信じる場合、(iii) 定期保守の目的で、(iv) Cloud Services に対する脅威や攻撃を禁じる目的で、または(v) Cloud Services の提供を継続することが法律または規制に抵触し、商業的制裁を被るおそれがある場合、Cloud Services へのアクセスを停止することができる。可能な場合、Esri は Cloud Services の停止について顧客に事前通知を行い、対処措置を講じるための合理的機会を顧客に与える。

Esri は、前述の Cloud Services の不通または一時停止、または顧客のコンテンツの削除の結果として生じる可能性のある損害、責任、損失について一切の責任を負わない。

8.5 Esri への通知 — 顧客は、顧客のサブスクリプションの不正使用またはその他の **Cloud Services** に関連する情報セキュリティ違反に気づいた場合、直ちに **Esri** に通知するものとする。

第 9 条—総則

9.1 支払い — 顧客は、正しい請求書それぞれについて受領から **30** 日以内に支払いを行い、かかる請求書に記載の住所宛てに送金する。アメリカ合衆国以外の顧客は、ディストリビューターの支払い条件に従い、ディストリビューターが請求する金額を支払う。

9.2 フィードバック — **Esri** は、製品の改良について顧客が **Esri** に送信したフィードバック、提案、要望事項を自由に使用できるものとする。

9.3 特許 — 顧客は、いずれかの製品に基づいた、もしくは製品を組み込んだ特許または類似の権利を世界中で求めてはならず、その他いかなるユーザーが求めることを許可してはならない。特許に関するこの明示的禁止は、製品もしくはその一部が特許出願や類似申請での請求項や本発明を実施するに際して最適な態様の一部となる場合を除いた顧客のソフトウェアやテクノロジーには適用されない。

9.4 引き抜きの制限 — 両当事者は、サービスの実施中および終了後 **1** 年間にわたり、サービスの実施に携わった他方当事者の従業員の引き抜きを行わないものとする。この規定は、両当事者による新聞、専門雑誌、またはインターネットへの求人広告の掲載を制限しない。

9.5 税金および手数料、運送費 — **Esri** が顧客に対して提示する料金は、それらに課せられるすべての税金または手数料は含まれない。かかる税金または手数料には、物品税、使用税、付加価値税 (VAT)、関税または通関税、並びに輸送費および取扱手数料が含まれるがそれだけに限定されない。アメリカ合衆国以外の顧客については、ディストリビューターがその独自のポリシーに基づいて税金または手数料を提示できる。

9.6 コンプライアンス レビュー — 顧客は、本契約に基づく義務の遵守に関し、正確かつ完全な記録および報告を保管するものとする。**Esri** または **Esri** の認定ディストリビューターは、少なくとも **14** 営業日前に書面で通知を行うことにより、これらの正確かつ完全な記録および報告についてコンプライアンス レビューを実施することができる。あるいは、**Esri** または **Esri** の認定ディストリビューターに代わってコンプライアンス レビューを実施する独立した第三者を指名することができる。顧客は、コンプライアンス レビューにおいて確認されたコンプライアンス違反を即座に是正するものとする。コンプライアンス レビューにおいて顧客による重大なコンプライアンス違反が指摘されなかった場合、その後 **12** か月以内に **Esri** または **Esri** のディストリビューターが顧客のコンプライアンス レビューを実施することはないものとする。

9.7 暗黙の権利放棄 — いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項を執行しなかったとしても、かかる当事者が当該条項を執行する権利またはその後において当該条項もしくはその他の条項を執行する権利を放棄するものではない。

9.8 分離 — 本契約のいずれかの条項が理由を問わず執行不能と判断された場合、(i) 文言の意図内容を執行可能にするのに必要な範囲についてのみ、かかる条項が修正され、(ii) 本契約の他の条項はすべて効力を保持する。

9.9 権利相続人、および譲受人 — 顧客は、**Esri** およびその認定ディストリビューターの書面による事前の承諾なく、本契約下の顧客の権利譲渡、サブライセンス許諾または移転、もしくはその責任を委譲しない。承諾がないものについては無効とする。本契約は、本契約の当事者それぞれの権利相続人および譲受人に対して拘束力を持つ。上記にかかわらず、政府との契約に基づいて、本製品を入手する契約者は、政府の顧客が本契約の条項に同意した場合、**Esri** に書面で通知を行った上で、本契約に基づく自身の権利を政府の顧客に譲渡することができる。相互の合意により、**Esri** の関連会社が、本契約の条件に従いサービスを提供することができるが、その場合、注文関連ドキュメントにて、関連会社がサービスを提供することを明記する。**Esri** の認定ディストリビューターは **Esri** の関連会社ではない。

9.10 契約条件の存続 — 用語集ならびに「限定保証および免責」、「責任の制限」、「補償」、および「総則」の各条項は、本契約の期間満了後または解除後も存続するものとする。

9.11 顧客が米国政府機関の場合 — 本製品は市販品であり、自費で開発され、本契約に基づいて顧客に提供される。顧客が米国政府機関または米国政府関係の契約当事者である場合、Esri は FAR 12.211/12.212 項または DFARS 227.7202 項に基づき、本契約に従って、顧客にサブスクリプションを許諾または提供する。Esri のデータおよび Online Services については、DFARS 227.7202 項の規定に基づき、DFARS の条件下で取得される商用コンピュータ ソフトウェアとしてライセンスが付与されるまたはサブスクリプション契約される。本製品には制限が適用されており、顧客による本製品の使用、変更、実行、複製、配信、表示、または開示については、本ライセンス契約が厳密に規定する。連邦法規制と矛盾する契約規定は適用されない。米国政府の顧客は、ソフトウェアがインストールされたコンピュータの譲渡先の米国政府機関にソフトウェアを譲渡できる。裁判所、仲裁人または審議会が、公的調達に関連する準拠法に基づいて、米国政府の顧客が本製品のいずれかの部分に対してさらに広い権利を有すると判断した場合、かかる権利の拡大は影響を受ける部分のみに適用される。Online Services は、FISMA 規格において「FISMA-LOW」の認定を受けているが、DFARS 252.239-7010 に規定されている要件を含め、より高度なセキュリティ要件は満たしていない。

9.12 準拠法 — 本契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約に準拠しない。

- a. **政府機関**：顧客が政府機関である場合、本契約は顧客の管轄区域の準拠法に準拠する。
- b. **非政府機関**：それぞれの法原則の選択を除き、本契約は米国連邦法およびカリフォルニア州法にのみ準拠する。

9.13 紛争解決 — 当事者は、下記の紛争解決プロセスを使用する。

- a. **衡平法上の救済**：どの当事者も、救済の条件として保証金の供託または損害の保証もしくは証明を義務付けられることなく、管轄権を有する裁判所において差止、特定履行または衡平法上の救済措置を請求する権利を持つ。
- b. **米国政府機関**：本契約は、修正も含めた 1978 年契約紛争法(Contract Disputes Act) (41 USC 601-613)に従うものとする。
- c. **その他の政府機関**：Esri は、準拠法の下で義務付けられた紛争解決を遵守する。
- d. **仲裁**：上記の例外を除き、本契約に起因または関連して発生し、協議により解決することができない紛争は、解決のために当事者が拘束力のある仲裁に従う。顧客がアメリカ合衆国および準州と合衆国外領域に居住している場合、米国仲裁協会の商事仲裁規則が仲裁手続を支配する。顧客がアメリカ合衆国および準州と合衆国外領域以外に住んでいる場合、国際商工会議所の仲裁規則が仲裁手続を支配する。当事者は、該当の仲裁規則に従って 1 人の仲裁人を選択する。仲裁の言語は英語とする。仲裁は、当事者が合意した場所で行う。一方の当事者は、他方当事者の要請があった場合、紛争の重要点に関連する書類または証人を提供する。

9.14 不可抗力 — 本契約の不履行または履行遅延が生じた場合、かかる不履行または遅延が当事者の合理的な管理が及ばない要因により生じた期間については、当事者は責任を負わないものとする。かかる要因には、天災、戦争、ストライキ、労働争議、サイバー攻撃、法、規制、政府による命令、その他のあらゆる不可抗力の事態を含むが、これに限定されるものではない。

9.15 独立請負業者 — Esri は、現在も今後も常に単独の事業者である。本契約によって、Esri またはその認定ディストリビューターと顧客の間に雇用主/従業員、本人/代理人、または合弁関係が生じることはない。どの当事者も、他の当事者の代理として契約を結ぶこと、または他の当事者の代理として行動する一切の権限を持たない。

9.16 通知 — 顧客は、本契約で要求される通知を、以下の住所宛てで **Esri** に送ることができる。

Environmental Systems Research Institute, Inc.
Attn: Contracts & Legal Department
380 New York Street
Redlands, CA 92373-8100
USA

Tel.: 909-793-2853
Email: LegalNotices@esri.com